

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)に基づく届出の集計結果

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)は、平成 11 年度に公布され、業種・従業員数等一定の条件を満たす事業者が、定められた化学物質(第一種指定化学物質:462 物質)を一定量以上取扱った場合、翌年度にその排出量及び移動量を届出する制度である。

令和5年度には、令和4年4月～令和5年3月までの排出量及び移動量について、23業種112事業所から届出があった。

届出排出量は、約 1,225t で、大気への排出が1,216t、公共用水域への排出が9t、土壌への排出や埋立処分の届出はなかった。

届出移動量は、約 1,540t で、大部分が事業所外への移動であった。

排出・移動量の合計は、約2,765 で、上位5物質は、トルエン、キシレン、ノルマルーヘキサン、エチルベンゼン、マンガン及びその化合物の順で全体の約84%を占めていた。